

## 日本 ALS 協会香川県支部規約（改正案）

（名称）

第一条 本会の名称は、日本 ALS 協会香川県支部（以下「本会」という）と称する。

（事務局）

第二条 本会の事務局を、香川県高松市香西南町4-38、岩本方に置く。

（目的）

第三条 本会は、筋萎縮性側索硬化症（以下「ALS」という）患者・家族相互の親交を深め、療養環境等を整えることによって、患者・家族一人ひとりのQOL（生活の質）を高めるとともに、ALSに関する理解・啓発を図ることを目的とする。

（事業）

第四条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業（活動）を行う。

1. ALS 患者・家族等の交流
2. ALS に関する理解・啓発
3. 関係機関との連携による療養環境等の整備
4. ALS 患者・家族に対する医療、福祉、保健等に関する療養相談
5. その他、目的を達成するために必要な事業

（会員）

第五条 本会の会員は、本会の目的に賛同する香川県に居住、または勤務する患者・家族・支援者等をもって構成し、日本 ALS 協会の正会員、賛助会員、特別会員とする。

第六条 本会に次の役員を置く。

運営委員 5名以上10名以内

監事 1名

2. 運営委員のうち、支部長1名、副支部長2名以内、事務局長1名、会計1名とする。

（役員を選出）

第七条 役員は、正会員の中から支部総会において選出する。

運営委員は互選により、支部長、副支部長、事務局長、会計を選出する。

2. 支部長は、ALS 患者、家族から選出する。

（役員の職務）

第八条 役員の職務は、以下のとおりとする。

2. 支部長は、本会を代表し、その会務を統括する。
3. 副支部長は、支部長を補佐し、必要によりその職務を代行する。
4. 事務局長は、本会の運営のための事務を行う。
5. 運営委員は、運営委員会の議決に基づき業務を執行する。
6. 会計は、本会の経理を行う。
7. 監事は、本会の経理と運営委員の業務執行状況を監査する。不正の事実を発見したときは、これを支部総会並びに日本 ALS 協会理事会に報告する。

（役員任期）

第九条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

（相談役）

第十条 本会に相談役を若干名置くことができる。

2. 相談役は運営委員会の決定に基づき支部長が委嘱する。
3. 相談役は本会に対して意見を述べるることができる。

（顧問）

第十一条 本会に顧問を若干名置くことができる。

2. 顧問は運営委員会の決定に基づき支部長が委嘱する。
3. 顧問は本会の求めに応じて必要な助言をすることができる。

(運営委員会)

- 第十二条 運営委員会は、活動方針、内容等を企画・立案し、業務を遂行する。
2. 運営委員会は、運営委員をもって構成する。
  3. 運営委員会は、支部長が招集し、過半数の役員の出席をもって成立する。ただし、緊急時は三役の議を得て決議し、後に運営委員会の承認を得る。
  4. 監事は運営委員会に出席して、意見を述べることができる。
  5. 支部長は、運営委員会に相談役並びに顧問を出席させることができる。

(総会)

- 第十三条 総会は、本会の最高議決機関であり、年1回定期総会を支部長が招集する。総会では事業計画の決定、事業報告の承認、その他本会の運営に関する重要な事項を議決する。また、運営委員会の議決により臨時総会を招集することができる。
2. 総会は正会員をもって構成する。
  3. 総会は過半数の正会員の出席をもって成立する。
  4. 総会の議事は、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
  5. やむを得ない理由のために総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面もしくは相当する手段をもって表決し、または代理人に表決を委任することができる。
  6. 前号の手続きを経た正会員は、出席したものとみなす。
  7. 総会の議長は、その総会において出席正会員の中から選出する。

(会費)

- 第十四条 会費は、日本 ALS 協会で定める会費とし、会期の初めに本部へ納入するものとする。

(経理)

- 第十五条 本会の運営に必要な経費は、日本 ALS 協会本部からの支部助成金、及び本会に寄せられる寄付金、その他による。

(予算)

- 第十六条 本会の予算は総会の決議により定め、決算は会計監査を経て、総会の承認を受ける。会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
2. 日本 ALS 協会へ会計報告を行うものとする。

(会の中立)

- 第十七条 本会は ALS と共に闘い、歩む者が設立した非営利団体であり、思想・信条はいっさい中立とする。

(加盟)

- 第十八条 本会は運営委員会の議決を経て、必要と認める団体に加盟することができる。

(規約の変更)

- 第十九条 本規約の改廃は総会において議決を経るものとする。ただし、総会まで待てないと支部長が判断した事案は、臨時運営委員会を招集し、次の総会までの期限付規約を制定する。

(委任)

- 第二十条 本規約に定めるものの他、本会の運営に必要な事項は、運営委員会の議決を経て、支部長が別に定める。

付則

1. この規則は、平成 28 年 10 月 30 日より施行する。
2. この規則は、令和 2 年 7 月 26 日より施行する。
3. この規則は、令和 年 月 日より施行する。